

《地方消費税引き上げ分における使途の明確化について》

平成26年4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度十津川村一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりとなっています。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分)	23,900千円
(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	478,526千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	132,885	63,676	31,531		6,637	31,041
	老人福祉事業	29,947		220	1,148	1,496	27,083
	母子福祉事業	5,858	1,952			293	3,613
	福祉医療事業	22,926		7,155	331	1,145	14,295
	児童福祉事業	32,820	22,741	5,050		1,639	3,390
	生活保護事業	102,140	76,605		120	5,101	20,314
	小計	326,576	164,974	43,956	1,599	16,311	99,736
社会保険	国民健康保険事業	28,614	3,777	12,969		1,429	10,439
	介護保険事業	98,560	998	459		4,923	92,180
	小計	127,174	4,775	13,428		6,352	102,619
保健衛生	予防事業	8,603				430	8,173
	保健事業	12,084		65	511	603	10,905
	母子保健事業	4,089	270	135	10	204	3,470
	小計	24,776	270	200	521	1,237	22,548
合計	478,526	170,019	57,584	2,120	23,900	224,903	